

付 議 第 10 号

博物館の登録に関する規則の全部を改正する規則議案

博物館の登録に関する規則の全部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3)規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県博物館の登録に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 号

高知県博物館の登録に関する規則

博物館の登録に関する規則（昭和27年高知県教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録申請書の様式）

第2条 法第12条第1項の登録申請書は、別記第1号様式によるものとする。

（登録の審査に関する基準）

第3条 法第13条第1項第3号から第5号までの都道府県の教育委員会の定める基準は、高知県教育長（第7条において「教育長」という。）が定める。

（博物館登録原簿の様式）

第4条 法第14条第1項の博物館登録原簿は、別記第2号様式によるものとする。

（博物館登録審査会）

第5条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、博物館の登録に関して意見を聴くため、高知県博物館登録審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

2 教育委員会は、法第13条第3項（法第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、法第11条の規定による登録又は法第19条第1項の規定による登録の取消しをしようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

3 審査会は、教育委員会が学識経験者のうちから委嘱し、又は任命する委員5人以内で組織する。

4 審査会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

5 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

6 前2項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

（登録の公表等）

第6条 教育委員会は、法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項及び第20条第2項の規定により、次の各号のいずれかに

該当するときは、その旨を告示するものとする。

(1) 法第11条の規定による登録をしたとき。

(2) 法第15条第1項の規定による変更の届出があったとき。

(3) 法第19条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。

(4) 法第20条第1項の規定による廃止の届出があったとき。

2 前項の規定は、法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設としての指定をし、又は同条第2項の規定により博物館に相当する施設としての指定を取り消したときにおける同条第3項の規定による公表について準用する。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により告示する事項は、その旨及び次に掲げる事項とする。

(1) 第1項第1号に該当する場合にあっては、博物館の設置者の名称及び住所、博物館の名称及び所在地並びに登録年月日

(2) 第1項第2号に該当する場合にあっては、前号に掲げる事項のうち変更がある事項及び変更年月日

(3) 第1項第3号に該当する場合にあっては、第1号に掲げる事項（登録年月日を除き、変更があったときは、変更後のものに限る。次号において同じ。）及び取消し年月日

(4) 第1項第4号に該当する場合にあっては、第1号に掲げる事項及び廃止年月日

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

博物館登録申請書

博物館法第11条の規定による博物館の登録を受けたいので、同法第12条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所

2 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地

第2号様式（第4条関係）

博物館登録原簿

事項		登録		登録変更	登録変更			
		日付	年	月	日	年	月	日
		番号	高知県	第	号			
設置者	名称							
	住所							
博物館	名称							
	所在地							
備考								

参考資料 1

博物館の登録に関する規則の全部を改正する規則議案説明

この規則は、博物館法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い、必要な改正をしようとするものである。

○博物館の登録に関する規則

昭和27年3月7日教育委員会規則第2号

改正

平成5年9月29日教育委員会規則第14号

平成19年3月30日教育委員会規則第3号

博物館の登録に関する規則をここに公布する。

博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する登録を行うため、同法第16条の規定に基づいて、博物館の登録に関する規則を次のように定める。

博物館の登録に関する規則

（登録原簿）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第10条に規定する登録原簿は、別記第1号様式による。

（提出書類の様式）

第2条 法第11条第1項に規定する登録申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 法第11条第2項第1号に掲げる添付書類のうち博物館資料の目録は別記第3号様式によらなければならない。

（博物館登録審査会）

第3条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、博物館の登録に関して意見を聞くため、博物館登録審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、教育委員会が学識経験者のうちから委嘱し、又は任命する委員5人以内で組織する。

3 審査会に委員の互選による委員長を置き、会務を総理させる。

4 前3項に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、審査会が定める。

（登録及び登録の取消）

第4条 教育委員会は、次に掲げる事項については、審査会の意見を聞かなければならない。

（1）法第12条の規定による登録又は登録しない旨の決定

（2）法第14条第1項の規定による登録の取消

2 教育委員会は、法第12条の規定により登録しない旨の決定をするに当たっては、あらかじめ当該登録申請者に対し、陳述する機会を与えるものとする。

(博物館資料の目録の変更届)

第5条 法第13条第1項の規定による変更届のうち、博物館資料の目録に係るものについては、重大な変更を除き、毎年4月1日現在及び10月1日現在でなければならない。

(告示及び通知)

第6条 教育委員会は、博物館の登録、登録事項の変更若しくは登録の取消しを行ったとき又は博物館の廃止による登録の抹消をしたときは、高知県公報で告示し、かつ、博物館の設置者にその旨を通知する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年9月29日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別記

第1号様式 (第1条関係)
博物館登録原簿

事 項	登 録			登 録 変 更			登 録 変 更		
	年 月 日 記号番号	年 月 日 高知県第	日 号	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
設置者の 名称及び 住 所									
名 称									
所 在 地									
備 考									

第2号様式（第2条関係）

年 月 日
高知県教育委員会 様
博物館の所在地 同 名 称 設置者の住所 同 名 称
博 物 館 登 録 申 請 書
博物館法第10条の規定による博物館の登録を受けたいので、同法第11条の規定により別紙関係書類を添えて申請します。

第3号様式（第2条関係）

博物館資料目録

部 門	種 別	品 名	点 数	館有、寄託の別

博物館の登録に関する規則の全部を改正する規則議案について

1 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）の一部改正の背景

- ・ 現行の博物館法は、博物館を「資料の収集、保管、展示、教育、調査、研究」を行う社会教育施設として位置づけ、国民の教育、学術及び文化の発展を目的としてきた。
- ・ 一方、法の制定から約 70 年が経過し、博物館を取り巻く状況が大きく変化する中で、地域の活力向上のため、文化振興や文化観光の推進などを担う「文化施設」としての在り方も求められるようになった。
- ・ このような背景から、令和 4 年 4 月、博物館法の一部が改正され、博物館の設置主体の多様化を図り、法律の目的や博物館の登録要件等を見直すなどの規定の整備が行われた（令和 5 年 4 月 1 日施行）。

2 博物館法改正（R5. 4. 1 施行）の概要 ※教育委員会規則に影響する箇所のみ抜粋

【主な改正内容】

項目	改正前	改正後
① 登録の申請	・ 設置者の名称 ・ 所在地	(新) 都道府県の教育委員会の定める事項 (法第 12 条第 1 項)
② 登録の審査(要件)	・ 博物館資料 ・ 学芸員・職員 ・ 建物・土地 ・ 開館 150 日以上	「活動内容の質」等に関する基準を追加 (新) 資料の収集・保管・展示・調査研究の体制 (新) 事業を行うふさわしい施設設備 (新) 学識経験者の意見を聴くこと (法第 13 条関係)
③ 登録の実施等	・ 登録原簿の様式は任意	(新) 博物館の設置者の名称及び住所、博物館の名称及び所在地、登録の年月日 (法第 14 条)
④ その他	・ 博物館に相当する施設	(新) 博物館に相当する施設の名称を「指定施設」と改称 (新) 施設の指定や取消をしたときは、インターネットの利用その他の方法により公表すること (法第 31 条関係)

◎博物館法第 13 条第 1 項第 3 号から第 5 号(博物館の資料の収集・保管等、学芸員その他の職員の配置、施設及び設備)については、都道府県の教育委員会が文部科学省令で定める基準を参酌することとなる。

◎法改正により、既存の「登録博物館」も、改めて審査・登録が必要となる。

※都道府県教育委員会への登録が必要（5 年間の経過措置あり）

3 博物館法改正に伴う教育委員会規則の全部改正の概要

博物館法の一部改正により、県教育委員会が行う博物館の登録審査の手続きが見直されたことに伴い、博物館の登録に関し必要な事項を定めるもの。

【主な改正内容】

項目	改正前	改正後
趣 旨	(記載なし)	(新) この規則は、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 22 条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。（規則第 1 条）
登録申請書の様式	別記第 2 号様式 (規則第 2 条第 1 項)	(改) 別記第 1 号様式（規則第 2 条）
登録原簿	別記第 1 号様式 (規則第 1 条)	(改) 別記第 2 号様式（規則第 4 条）
目 録	別記第 3 号様式 及び目録の変更届 (規則第 2 条第 2 項及 び第 5 条)	(削 る)
登録の審査に関する基準	(記載なし)	(新) 法第 13 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの都道府県教育委員会の定める基準は、高知県教育長（第 7 条において「教育長」という）が定める。 (規則第 3 条)
登録の公表等 ※告示	【登録博物館】 登録・変更・取消・廃止 (規則第 6 条)	【登録博物館】 登録・変更・取消・廃止 (新) 【指定博物館】 指定・取消 (新) 公表する内容の記載 博物館の設置者の名称及び住所、博物館の名称 及び所在地並びに年月日 (規則第 6 条)
委 任	(記載なし)	(新) この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。 (規則第 7 条)

※その他の部分については、現行規則の条ずれや表現の変更等の軽微な変更です。

4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日（博物館法の一部改正の施行日）

5 備 考

博物館法第 16 条で「博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県教育委員会に報告しなければならない。」と明記しており、文化庁より定期報告の内容について、令和 4 年 12 月頃に参酌する基準を示す予定であったが、令和 5 年 1 月 25 日に実施された文化庁オンライン説明会で示されないことの説明があった。

定期報告に関する規定については、今後県教育委員会で調整のうえ、令和 5 年 4 月以降の定例教育委員会で改めて付議するものとする。

【博物館法】 (抜粋)

(登録)

第11条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第31条第1項第2号を除き、以下同じ。）の登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第12条 前条の登録を受けようとする者は、都道府県教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
- (2) 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
- (3) その他都道府県の教育委員会の定める事項

別記第1号様式

(登録の審査)

第13条 ※第1項の第2号まで省略

- (3) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第3条第1項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- (4) 学芸員その他の職員の配置が、第3条第1項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- (5) 施設及び設備が、第3条第1項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- (6) 1年を通じて150日以上開館すること。
- 2 都道府県の教育委員会が前項第3号から第5号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。
- 3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

第14条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

- (1) 第12条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 登録の年月日

別記第2号様式

- 2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(変更の届出)

第15条 博物館の設置者は、第12条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項の変更登録をするとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都道府県の教育委員会への定期報告)

第16条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

(登録の取消し)

第19条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第16条の規定に違反したとき。
- (4) 第17条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (5) 前条第2項の規定による命令に違反したとき。

2 第13条第3項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

3 都道府県の教育委員会は、第1項の規定により登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(博物館の廃止)

第20条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(規則への委任)

第22条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

第5章 博物館に相当する施設

第31条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

- (1) 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの
- (2) 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）

- (3) 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもの
のうち、当該指定都市の区域内に所在するもの
- 2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。
- 3 第1項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附 則
(経過措置)

第2条 ※第1項から第3項までは省略

- 4 この法律の施行の際現に旧博物館法第10条の登録を受けている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の登録を受ける博物館は、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、新博物館法第11条の登録を受けたものとみなす。当該博物館の設置者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録をするかどうかの処分がある日までの間も、同様とする。

【博物館法施行規則】 (抜粋)

第3章 博物館の登録に係る基準を定めるに当たつて参酌すべき基準

(博物館の体制に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準)

第19条 法第13条第2項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第1項第3号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号、第21条第1号及び第24条第1項第2号において同じ。)並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。
- (2) 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- (3) 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- (4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- (5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- (6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- (7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(博物館の職員に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準)

第20条 法第13条第2項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第1項第4号に規定する学芸員その他の職員の配置に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 前条第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- (2) 学芸員が置かれていること。
- (3) 同条第1号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準)

第21条 法第13条第2項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第1項第5号に規定する施設及び設備に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- (3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- (4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

第5章 博物館に相当する施設の指定

(申請の手続)

第23条 法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した指定申請書(別記第9号様式により作成したもの)を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第25条において同じ。)が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第25条において同じ。)が設置する施設にあつては当該地方独立行政法人の長が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第25条において同じ。)に、それぞれ提出しなければならない。

(指定の審査)

第24条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、前条第一項の指定申請書の提出があつたときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

- (1) 当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第31条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (2) 当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。
- (3) 当該施設における職員の配置が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。
- (4) 当該施設の施設及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。
- (5) 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
- (6) 1年を通じて100日以上開館すること。

附 則

(経過措置)

第2条

4 みなし指定施設は、令和10年3月31日までに、新規則第24条第1項の要件を備えている旨の文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の確認を受けるよう努めなければならない